

平成 3 0 年度

監 査 結 果 報 告 書

(第 1 回)

島 田 市 監 査 委 員



島 監 第 57 号
平成30年11月14日

島 田 市 長 染 谷 絹 代 様
島 田 市 議 会 議 長 大 石 節 雄 様
島 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 濱 田 和 彦 様

島田市監査委員 平 林 健 互
島田市監査委員 森 伸 一

平成30年度定期監査の結果に関する報告（第1回）について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により提出します。

目 次

定期監査結果報告書

第1	監査の対象及び実施日	1
第2	監査の方法	1
第3	監査の結果	1
	こども未来部	
	こども発達支援センター	2
	保育所	4
	教育部	
	小学校	6
	中学校	8

(注)

- 1 表中の金額は、千円単位で表示し、いずれも単位未満は四捨五入した。このため、合計数が一致しない場合がある。
- 2 予算の執行状況における金額は、所管部署が担当する金額のみ表示している。
- 3 歳入の執行状況における「執行率」とは収入済額を予算現額で除した割合、「収入率」とは収入済額を調定額で除した割合である。
- 4 歳出の執行状況における「執行額」とは、支出負担行為済額である。また、「執行率」とは執行額を予算現額で除した割合である。
- 5 監査所見の「指摘事項」とは、「法令、条例、規則等に違反しているもののうち特に重大なものなどで、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するもの」である。
- 6 監査所見の「指示事項」とは、「指摘事項に該当する事項のうち、原因又は経緯によりやむを得ない事情があるもの、内部検査において誤りが発見され、かつ、速やかに是正されているもの及び金額、件数、期間その他の数値から見て軽微であると認められるもの」などである。
- 7 監査所見の「意見」とは、「監査の結果、監査委員が、検討又は改善を要望するもの及び注意を促すもの」である。

平成30年度定期監査（第1回）

第1 監査の対象及び実施日

平成30年度定期監査（第1回）の対象所属、監査の対象及び実施日は、次表のとおりである。

対 象 所 属		監査の対象	実 施 日
こども未来部	こども発達支援センター	平成30年度（7月末日現在）	平成30年9月21日
	保 育 所 （2園）	〃	〃
教 育 部	小 学 校 （18校）	平成30年度（7月末日現在）	平成30年9月6日 平成30年9月21日
	中 学 校 （7校）	〃	平成30年9月21日

第2 監査の方法

平成30年度における事務事業及び予算の執行状況に関する資料等の提出を求め、財務に関する事務の執行について事情聴取を行った。

また、備品の管理状況については、こども未来部は会計課所有の備品台帳から抽出し会計課と合同で検査を行い、教育部は教育総務課所有の備品台帳から抽出し検査を実施した。

第3 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務事業については、年度途中であるため、予算の執行状況にばらつきはあるものの、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上の誤り等については、対象所属等に改善するよう指導した。各所属の所見は、後述のとおりである。

こども未来部

こども発達支援センター

1 監査の概要

島田市こども発達支援センター条例に基づき設置されたこども発達支援センターを対象に実地監査を実施した。

2 職員の配置状況

(単位：人)

区 分	職 員	嘱 託 員	臨時職員	計
職 員 数	13	2	9	24

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行状況

(単位 金額：千円、比率：%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	執行率	収入率
分担金及び負担金	1,655	426	417	10	25.2	97.9
諸 収 入	41,129	9,748	9,744	4	23.7	99.9
計	42,784	10,175	10,161	14	23.7	99.9

(2) 歳出の執行状況

(単位 金額：千円、比率：%)

款	予算現額	執行額	予算残額	執行率
民 生 費	43,366	16,231	27,135	37.4

(3) 主な事務事業の執行状況 (事業別)

(単位：千円)

事 業 名	執行額	主な執行内容
こども発達支援センター管理運営経費	14,667	発達支援交流保育事業負担金 5,619 臨時職員給 4,922

4 児童数の状況

(単位：人)

区 分	定期通園	親子通園	並行通園	計
児 童 数	25	12	22	59

5 監査所見

(1) 総括

事務処理については、会計帳票、関係書類等を抽出し調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

保 育 所

1 監査の概要

児童福祉法第35条第3項の規定に基づき設置された保育所2園について、書類監査を実施した。

2 職員の配置状況

(単位：人)

区 分	職 員	嘱 託 員	臨時職員	計
第 一 保 育 園	14	2	15	31
第 三 保 育 園	16	0	10	26
計	30	2	25	57

3 予算の執行状況

(1) 歳出の執行状況（保育所別）

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	予算現額	執 行 額	予算残額	執行率
第 一 保 育 園	15,332	3,762	11,570	24.5
第 三 保 育 園	13,866	3,134	10,732	22.6
計	29,198	6,896	22,302	23.6

(2) 主な事務事業の執行状況（事業別）

(単位：千円)

事 業 名	執 行 額	主な執行内容
第一保育園運営経費	3,762	賄材料費 2,216
		消耗品費 875
第三保育園運営経費	3,134	賄材料費 1,916
		光熱水費 681

4 定員及び児童数の状況

(単位：人)

区 分	定 員	児 童 数
第 一 保 育 園	120	113
第 三 保 育 園	80	94
計	200	207

5 監査所見

(1) 総括

事務処理については、会計帳票、関係書類等を抽出し調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 備品管理

第一保育園及び第三保育園の備品について備品台帳から抽出し照合したところ、良好に管理されているものと認められた。

教 育 部

小 学 校

1 監査の概要

小学校18校のうち、当年度は、大津小学校、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校及び川根小学校を实地監査し、その他の小学校については書類監査を実施した。

2 職員の配置状況

(単位：人)

区 分	職 員	嘱 託 員	臨時職員	計
職 員 数	11	55	26	92

※本表は市職員のみで県職員は含まない。

3 予算の執行状況

(1) 歳出の執行状況 (学校別)

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	予 算 額	執 行 額	予算残額	執 行 率
島田第一小学校	7,526	3,418	4,108	45.4
島田第二小学校	6,207	2,350	3,857	37.9
島田第三小学校	4,971	2,020	2,951	40.6
島田第四小学校	6,734	2,739	3,995	40.7
島田第五小学校	5,755	2,803	2,952	48.7
六合小学校	8,229	3,049	5,180	37.0
六合東小学校	6,646	2,136	4,510	32.1
大津小学校	5,199	1,669	3,530	32.1
伊太小学校	3,236	829	2,407	25.6
相賀小学校	2,916	1,054	1,862	36.1
神座小学校	3,346	960	2,386	28.7
伊久美小学校	2,828	1,286	1,542	45.5
初倉小学校	6,002	2,518	3,484	41.9
初倉南小学校	5,539	1,870	3,669	33.8
湯日小学校	3,083	1,194	1,889	38.7
金谷小学校	7,930	4,123	3,807	52.0
五和小学校	6,343	1,933	4,410	30.5
川根小学校	3,269	1,251	2,018	38.3
計	95,759	37,201	58,558	38.8

(2) 主な事務事業の執行状況（事業別）

（単位：千円）

事業名	執行額	主な執行内容
小学校運営経費	19,922	消耗品費 14,591 庁用器具費 3,177
小学校施設管理経費	9,660	修繕料 8,514 消耗品費 1,146
教材購入経費	6,039	消耗品費 4,049 教材費 1,990

4 学級数及び児童数の状況

区分	学級数	児童数（人）
小学校	217	5,168

5 監査所見

(1) 総括

事務処理については、会計帳票、関係書類等を抽出し調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 備品管理

大津小学校、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校及び川根小学校の備品について備品台帳から抽出し照合したところ、おおむね良好に管理されているものと認められた。

(3) 指示事項

財務関係書類等を抽出で調査した結果、以下のとおり書類の不備等が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

- ・会計処理について（予定価格表の記載日の誤り、給付金配分処理の遅れほか）
- ・財産管理について（理科薬品使用簿の記載誤りほか）
- ・文書管理について（体育館使用許可証の未交付）
- ・その他（団体会計の支出何決裁欄の不備ほか）

(4) 意見（小学校・中学校共通）

ア 学校施設の安全確保について

学校施設において、経年劣化による構築物や設備の老朽化が散見され、体育館軒下のパネルが剥がれ落ちた事例などが確認された。引き続き、学校施設の日常点検に努めるとともに、早急な対応を要する事案については、必要に応じて修繕や更新を行うなど学校施設の安全確保に配慮されたい。

中 学 校

1 監査の概要

中学校7校のうち、当年度は、北中学校及び川根中学校を実地監査し、その他の中学校については書類監査を実施した。

2 職員の配置状況

(単位：人)

区 分	職 員	嘱 託 員	臨時職員	計
職 員 数	9	14	5	28

※本表は市職員のみで県職員は含まない。

3 予算の執行状況

(1) 歳出の執行状況 (学校別)

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	予 算 額	執 行 額	予算残額	執 行 率
島田第一中学校	7,722	1,875	5,847	24.3
島田第二中学校	9,490	3,556	5,934	37.5
六合中学校	7,894	2,029	5,865	25.7
北中学校	5,037	1,886	3,151	37.4
初倉中学校	7,415	1,560	5,855	21.0
金谷中学校	7,979	3,497	4,482	43.8
川根中学校	4,950	2,146	2,804	43.3
計	50,487	16,549	33,938	32.8

(2) 主な事務事業の執行状況 (事業別)

(単位：千円)

事 業 名	執 行 額	主な執行内容
中学校運営経費	8,130	消耗品費 6,529 庁用器具費 713
教材購入経費	4,262	消耗品費 3,018 教材費 1,244
中学校施設管理経費	3,431	修繕料 2,767 消耗品費 663

4 学級数及び生徒数の状況

区 分	学 級 数	生 徒 数 (人)
中 学 校	93	2,428

5 監査所見

(1) 総括

事務処理については、会計帳票、関係書類等を抽出し調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 備品管理

北中学校及び川根中学校の備品について備品台帳から抽出し照合したところ、おおむね良好に管理されているものと認められた。